

委員 長 報 告 書

さる 12 月 5 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 10 号 橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

議案第 11 号 橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

議案第 12 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、12 月 6 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 10 号、議案第 11 号及び議案第 12 号は、いずれも「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行による会計年度任用職員制度の創設に伴い、令和 2 年度からの会計年度任用職員の給与及び費用弁償について新たに定めるもの、並びに関係条例の所要の改正を行うものである。

委員から、本制度創設に伴う該当職員の勤務時間について ただしがあり、本市では市民病院に勤務する一部職員を除き、パートタイム職員として 7 時間半勤務とする との答弁がありました。

保育士が勤務時間内に業務を終えることが難しいなか、現行の臨時職員が会計年度任用職員へ移行することに伴い勤務時間が短縮されることから、短縮部分にかかる業務の対応について ただしがあり、正規職員の適正配置等により、保育園の運営に及ぼす影響を最小限に抑えるよう努める との答弁がありました。

雇用継続について上限はあるか とのただしがあり、昇給には上限を設定しているが、雇用継続について上限はない との答弁がありました。

会計年度任用職員の能力に応じて給与に反映させる考えはあるか とのただしがあり、正規職員を対象に実施している人事評価制度を当該職員に対しても導入することとしているが、評価方法や給与への反映について現時点で国から指針が示されておらず、本市においても定まっていない状況である との答弁がありました。

国家資格を有する等の専門性の高い職員に対しては、昇給回数の上限を設定せず経験年数や能力に応じて昇給すべきでは とのただしがあり、国は一定の上限を設定することが適当であるとしている本市においても設定している。また、詳細な昇給内容については各自治体の裁量によるものとされており、正規職員の給与制度に準じた内容としている との答弁がありました。

本制度創設に伴う人件費の増加見込額について ただしがあり、仮に現行の嘱託及び臨時職員全員が会計年度任用職員に移行した場合、5年後には約8,800万円、市民病院においては同約4,800万円である との答弁がありました。

会計年度任用職員数の推移について ただしがあり、今は定年延長にかかる制度設計が定まっていないものの、総務省からは、定年退職後、再任用を希望する職員については、公的年金の受給開始年齢に達するまでの間、当該自治体で任用されたいと要請があることから、増加していくと考える。しかし、職員定数の適正管理を行うなかで、雇止めをせざるを得ない状況になることも考えられる との答弁がありました。

議案第25号は、橋本市市民活動サポートセンターの指定管理者として、社会福祉法人橋本市社会福祉協議会を令和2年4月1日から5年3月31日までの3年間指定するものである。

委員から、指定管理候補者の良好な実績内容により指定管理期間を3年以上とすることを検討したか とのただしがあり、検討はしなかったが、期間を長く設定することで、物価変動等の社会情勢の変化への対応が難し

くなることから、現時点では3年が妥当と考えているとの答弁がありました。

当該センターの夜間利用について ただしがあり、保健福祉センターの開館時間に準じ、火曜日と木曜日に限り夜間の利用を実施しているとの答弁がありました。